

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1281

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
5 5級	(i) 班長又は主幹の職務 (0-1)～(11-5) (略) (11-6) 松崎、稲取、伊東商 業、熱海、伊豆中央、三 島南、御殿場南、小山、 裾野、沼津城北、吉原、 富士東、富士宮西、清水 西、静岡西、藤枝西、島 田、金谷、川根、相良、 掛川東、横須賀、池新 田、袋井商業及び湖西高 等学校並びに沼津視覚、 静岡視覚、浜松視覚、沼 津聴覚、静岡聴覚、浜松 聴覚、浜名、静岡南部及 び天竜特別支援学校の事 務長の職務 (11-7)～(12-4) (略)	5 5級	(i) 班長又は主幹の職務 (0-1)～(11-5) (略) (11-6) 松崎、稲取、熱海、伊 豆中央、三島南、御殿場 南、小山、裾野、沼津城 北、吉原、富士東、富士 宮西、清水西、静岡西、 藤枝西、島田、金谷、川 根、相良、掛川東、横須 賀、池新田、袋井商業及 び湖西高等学校並びに沼 津視覚、静岡視覚、浜松 視覚、沼津聴覚、静岡聴 覚、浜松聴覚、浜名、静 岡南部及び天竜特別支援 学校の事務長の職務 (11-7)～(12-4) (略)
6 6級	(ii) 本庁の参事又は出先機関の次長の 職務 (0-1)～(0-5) (略) (0-6) 人材育成室長の職務 (0-7) 旅券室長の職務 (0-8)～(0-17) (略)	6 6級	(ii) 本庁の参事又は出先機関の次長の 職務 (0-1)～(0-5) (略) (0-6) 旅券室長の職務 (0-7) 人材育成室長の職務 (0-8)～(0-17) (略)

	<p>(0-18) <u>感染症専門施設準備室</u> 長の職務</p> <p>(0-19) ・ (0-20) (略)</p> <p>(0-21) ~ (12-6) (略)</p> <p>② 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-25) ~ (3-2) (略)</p> <p>(6-4) <u>人権同和対策室長補佐</u> の職務</p> <p>(6-5) (略)</p> <p>(7-5) ~ (12-13) (略)</p>		<p>(0-18) ・ (0-19) (略)</p> <p>(0-20) <u>浜名湖花博20周年記念</u> 事業推進室長の職務</p> <p>(0-21) ~ (12-6) (略)</p> <p>② 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-25) ~ (3-2) (略)</p> <p>(6-4) (略)</p> <p>(7-5) ~ (12-13) (略)</p>
7 7級	<p>① 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(4-1) <u>県民生活センターの副</u> <u>所長の職務</u></p> <p>(4-2) (略)</p> <p>(5-1) ~ (7-6) (略)</p> <p>(7-7) 工科短期大学の副校長(第8項第1号(7-3)に規定する副校長を除く。)の職務</p> <p>(7-8) ・ (7-9) (略)</p> <p>(7-10) ふじのくに茶の都ミュージアムの副館長(第8項第1号(7-7)に規定する副館長を除く。)の職務</p> <p>(8-1) ~ (12-5) (略)</p>	7 7級	<p>① 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(4-1) (略)</p> <p>(5-1) ~ (7-6) (略)</p> <p>(7-7) 工科短期大学の副校長(第8項第1号(7-2)に規定する副校長を除く。)の職務</p> <p>(7-8) ・ (7-9) (略)</p> <p>(7-10) ふじのくに茶の都ミュージアムの副館長(第8項第1号(7-5)に規定する副館長を除く。)の職務</p> <p>(8-1) ~ (12-5) (略)</p>
8 8級	<p>① 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) ~ (5-2) (略)</p>	8 8級	<p>① 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) ~ (5-2) (略)</p> <p>(6-1) <u>感染症管理センター長</u></p>

	(6-1) (略) (7-1) ~ (12-2) (略)
9 9級	(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)・(0-2) (略) (1-1) (略) (2-1) ~ (11-3) (略)
(略)	

備考 (略)

イ～コ (略)

別表第5 学歴免許等資格区分表 (略)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
(略)		
2 短大卒	(略)	(1)～(6) (略)
	2 短大 2 卒	(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業

	<u>の職務</u> (6-2) (略) (7-1) ~ (12-2) (略)
9 9級	(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)・(0-2) (略) <u>(1-1) 多文化共生推進官の職務</u> (1-2) (略) (2-1) ~ (11-3) (略)
(略)	

備考 (略)

イ～コ (略)

別表第5 学歴免許等資格区分表 (略)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
(略)		
2 短大卒	(略)	(1)～(6) (略)
	2 短大 2 卒	(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業

	(8)～(37) (略)
(略)	
(略)	
備考 (略)	

	(8)～(37) (略)
(略)	
(略)	
備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。